



購読料 年8,000円
送料共 但し、会員
は会費に含まれる

発行所
京都府保険医協会
〒604-8162
京都市中京区烏丸通蛸薬師
上ル七観音町637
インターワンプレイス烏丸6階
電話 (075) 212-8877
FAX (075) 212-0707
編集発行人 久保 佐世

15年度 医療安全シンポジウム開く

医療安全対策55周年記念として、協会は9月12日、京都市内のホテルで「医療紛争を知る―どこでも起こり得る事例検討」と題して医療安全シンポジウムを開催した。会員や会員医療機関の従事者ら85人が参加、4人のパネリストの話題提供の後、熱心に討論・意見交換した。

事故調の制度を解説
シンポでは、実際に紛争解決に携わっている協会の担当理事・委員がパネリストとなつて、「医療紛争事例集―医師が選んだ55事例」に掲載された事例を紹介・解説するとともに、各専門科領域に限らず問題提起をした。パネリストは、外科科の林一資副理事長、内科科の砺波博一理事、整形外科の宇田憲司理事、産婦人科の貫戸幸彦調査委員の4氏。

豊富な紛争処理経験活かし 事例もとにポイントを解説

林副理事長は冒頭、協会運営の「医師賠償責任保険処理室会」の紛争対応の流



パネリストの林(右上)・貫戸(右下)・宇田(左上)・砺波氏

主な内容

- 非営利HD関連法が成立 (2面)
- 考察・迫る番号通知(下) (2面)
- 公的施設合築方針で市と懇談 (3面)

ご用命はアミスまで

- ◆医師賠償責任保険
- ◆休業補償制度 (所得補償、傷害疾病保険)
- ◆針刺し事故等補償プラン
- ◆自動車保険・火災保険

☎075-212-0303

は極めて小さい確率で、かつ減少傾向が認められるが、全国的にみて毎年発生しており、中でも穿孔事例が最も多いことをデータで示しながら解説。京都で実際に発生した内視鏡穿孔事故を数例紹介して、患者側・医療機関側双方の主張を述べた後に、紛争事例の中でも、この内視鏡穿孔事例は、手技に問題があるのか不可抗力なのか、過誤の存在の判断が極めて困難である現状を訴えた。さらに虫垂炎については、患者側は当然ながら、消化器系以外の医師でさえ、時に油断してしまう傾向があるが、腹膜炎で患者生命に関わる場合もあることを強調した。

認められない場合でも、いったん紛争となれば注意深く患者の状態を観察し、必要に応じて検査を薦める等、医師としての療養指導の重要性を説いた。宇田理事は整形外科の典

等、専門的な質問から、診療に非協力的な患者に関する投資の問題、賠償金額の算定根拠等、多岐にわたり活発に討議された。

詳細は冊子でお届け予定
シンポの詳細は、1970年から2014年にわたる45年分の統計データの紹介・評価とともに、医療安全対策55周年記念特集として冊子にまとめ、11月末に全会員に発送予定だ。

協会の会員署名にご協力を

協会は、マイナス改定反対や不合理是正を求める『2016年度診療報酬改定に関する要請書』を本紙2941号に同封し、会員各位に対して署名の協力をお願いしている。また、院長、栄養課責任者を対象に、「入院時食費療養費及び入院時生活療養費引き上

げ」と「入院時食費療養費標準負担額」引き上げ延期」を求める要請署名も現在実施しており、府内全病院に用紙をお届けしている。これら署名は、首相、財務相、厚労相、中医協会長・委員等関係各所に提出する予定だ。地域医療を担う現場の医師の声を届ける

の注意義務について判例を参考に、消毒に関する注意を促した。MRSA感染では、院内感染における注意事項を具体的に述べた。産婦人科の貫戸調査委員は、産婦人科領域は、内科や外科等に比較すれば紛争数は少ないが、紛争発生時には深刻な事故の場合も多く、解決までに非常に困難な経過を辿る可能性が高いことを注意喚起した。

各科の実例
各パネリストからの報告では、引き続き林副理事長が、外科の事例として内視鏡の消化器穿孔事例と虫垂炎に関する事例を紹介。大腸スコープによる偶発症

「個人番号取扱事業者」として、その管理、源泉徴収票や雇用保険等の届出書類への記載などの責務が課せられる。また、医療分野では、2017年7月以降

悪用のリスクが高くなる。今のところ医療機関のマイナンバーの利用・提供は、社会保障・税に関する手続き書類の役所等への提出のみであるが、「保管・安全管理」「削除・廃棄」などが大変な上、法律違反に対する罰則が強化されており、相当な負担になる。

主張

マイナンバーは、複数の行政機関に登録されている情報を、同一人の情報として確認できるインフラ(一つの社会基盤)として導入されたものである。政府は目的を、①公平・公正な社会制度の実現②利便性③効率的な行政等の利点を挙げているが、果たしてそうであろうか。

制度はこの10月より12桁の番号が個人に通知され、来年1月より実施予定であり、特定個人情報を取り扱

利用が開始される。これにより医療機関は、従業員(パートを含む)やその扶養家族からマイナンバーを収集することになり、マイナンバーの利用が検討されている。さらには、

が付いた。そして、患者の医療情報という機微性の高い情報を取り扱う医療関係者こそマイナンバー制度のセキュリティにおける危険性を訴えていかねばならない。今、自分の思いをしっかりと声に出し、政治を変えていこうという意識が芽生え、育とうとしている時期だと思ふ。とても大切な時期である。私たちは自らその芽生えた意識を育てていかなければと強く感じている。安保関連法は成立したが、これで終わったわけではない。これからも平和を守るための運動を続けていかなければならない。(治)

マイナンバー制度で 医療機関はどうなる？

「個人番号取扱事業者」として、その管理、源泉徴収票や雇用保険等の届出書類への記載などの責務が課せられる。また、医療分野では、2017年7月以降

診療への利用拡大は、まさにその第一歩と言える。この様な多岐にわたるマイナンバーの記載義務や利用範囲の拡大は、情報の漏えいや

等、専門的な質問から、診療に非協力的な患者に関する投資の問題、賠償金額の算定根拠等、多岐にわたり活発に討議された。

医	界
寸	評

9月19日
に安倍政権
は安保関連
法を成立さ
せた。60年安保の時はどう
であったかわからないが、
今回、安保関連法案反対の
集会や街頭宣伝、デモに参
加して感じたことがある。
今まで自分の感じる思いや
主張をどう表現し、どう実
現したらいいのかわからな
かった一般の市民が、「こ
のまま何も行動を起こさな
かったらまずい」「それでは
いけない」といった、いて
もたつてもいられない思
い、その思いを込めて、自
らが自主的に集会、街頭宣
伝そしてデモに参加する。
そういった人々が多く集
まったと感じる。例えば、
高校生が自ら主催して円山
音楽堂で集会を開いたり、
年齢をこえて、さまざまな
人たちが自分のこころの声
を表現した▼あるデモに、
小さな子どもを連れて参加
しているお母さんを見かけ
た。次の日の新聞に、「安保
法案反対に声をあげ頑張っ
ている大人が沢山いるんだ
ということ子どもにも見せ
ておきたかった」といった
内容の報道がされていた。
今、自分の思いをしっかりと
声に出し、政治を変えてい
こうという意識が芽生
え、育とうとしている時期
だと思ふ。とても大切な時
期である。私たちは自ら
その芽生えた意識を育てて
いかなければと強く感じる
▼安保関連法は成立した
が、これで終わったわけ
ではない。これからも平和を
守るための運動を続けてい
かなければならない。(治)